

令和5年12月8日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

国際文化観光・スポーツ常任委員会報告資料

国際文化観光局

目

次

ページ

- 1 神奈川県立かながわアートホールの指定管理者の選定基準等について…………… 1
- 2 神奈川版ライドシェア（案）の検討状況について…………… 6

1 神奈川県立かながわアートホールの指定管理者の選定基準等について

国際文化観光局所管の神奈川県立かながわアートホールの指定管理者の募集については、令和5年第3回県議会定例会（前半）国際文化観光・スポーツ常任委員会において、募集条件及び選定基準の基本的な考え方等について報告した。

このたび、この選定基準について、外部評価委員会の意見を聴取した上で次のとおり定めたので報告する。

(1) 選定基準について

ア サービスの向上（55点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|---------------------------|-------------------|--|----|
| 1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等 | 指定管理者としての基本方針等 | ○指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。 | 5 |
| 2 施設の維持管理 | 施設及び設備の維持管理に関する業務 | ○清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針 | 5 |

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|---------------------------|--------------------|---|----|
| 3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金 | 利用促進のための取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ○かながわ文化芸術振興計画に基づくマグカル事業等文化行政の着実な推進のための県行政と一体的な取組方針等 ○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 | 25 |
| | 利用者への対応、利用料金 | <ul style="list-style-type: none"> ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○障がい者等への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・手話言語条例への対応ほか ○利用料金の設定、減免の考え方 | 10 |
| 4 事故防止等安全管理 | 事故防止等安全管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ○急病人等が生じた場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等 | 5 |
| 5 地域と連携した魅力ある施設づくり | 地域との連携、地元企業への業務委託等 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 | 5 |

イ 管理経費の節減等 (20 点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

| 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
|---------|---|----|
| 6 節減努力等 | <p>(県が指定管理者に指定管理料を支払う施設)</p> <p>「最低の提案額」と「積算価格から 20% 節減した額」のうち、高い金額</p> $\frac{\text{積算価格から 20\% 以上節減している場合は、積算価格から 20\% 節減した額}}{\text{提案額}} \times 20$ <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。</p> <p>注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p> | 20 |

ウ 団体の業務遂行能力 (25 点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力(専門人材の配置、類似業務の実績等)が確保されているかについて評価する。

| 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
|--------------|--|----|
| 7 人的な能力、執行体制 | <p>人的な体制、執行体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況 | 5 |
| 8 財政的な能力 | <p>財政的な能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い | 5 |

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|----------------------|-------------------|---|----|
| 9 コンプライアンス、社会貢献 | 諸規程の整備 | ○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況 (労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む) | 5 |
| | 環境への配慮 | ○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 | |
| | 障がい者等への配慮 | ○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○手話言語条例への対応 | |
| | 社会貢献活動等 | ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組 | |
| 10 事故・不祥事への対応、個人情報保護 | 事故、不祥事への対応、個人情報保護 | ○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 | 5 |
| 11 これまでの実績 | これまでの実績 | ○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定管理者の指定取消しの有無 | 5 |

(2) 今後の予定

| | | |
|------|-----|------------------------------|
| 令和6年 | 1月～ | 指定管理者を募集 |
| | 4月～ | 外部評価委員会等による候補者選定 |
| | 6月 | 第2回県議会定例会に、指定管理者の 指定議案を提出 |
| 令和7年 | 4月 | 指定管理者による管理運営開始 |

2 神奈川版ライドシェア（案）の検討状況について

(1) 検討の概要

県は、タクシー不足への対応策の一つとして、タクシー会社との連携を前提に、地域や時間帯を限定し、一般ドライバーが自家用車を使って有償で乗客を運ぶことを想定した神奈川版ライドシェア（案）について検討している。

当面、三浦市域における対応策を検討することとして、神奈川版ライドシェア検討会議（以下、「会議」という。）を設置し、三浦市、地域のタクシー会社、国土交通省などと具体的な検討を進めている。

(2) これまでの検討状況

第1回会議を10月20日に開催し、地域の課題を出席者で共有するとともに、神奈川版ライドシェア（案）のポイントを説明し、需要の把握が必要、タクシー会社の責任が重いなどの意見をいただいた。

さらに、第2回会議を11月20日に開催し、第1回会議の意見等を踏まえ神奈川版ライドシェアの具体案をとりまとめ、出席者と意見交換を行った。

出席者からは、タクシー会社が実施する場合の懸案として、保険のあり方や運転手の教育方法などについての意見をいただくとともに、神奈川版ライドシェア（案）の実施に向けてさらに議論を進めていくことに了解いただいた。

(3) 三浦市域における神奈川版ライドシェア（案）の概要

ア 地域・時間帯など

- (ア) 出発地及び到着地は、ともに三浦市内
- (イ) 時間帯は、19時から25時
- (ウ) 利用者は、制限なし（専用アプリの登録が必要）
- (エ) ドライバーは、三浦市在住者及び在勤者
- (オ) 車両は、自家用車を使用
- (カ) 料金は、タクシーと同額程度

イ タクシー会社と連携した安全確保

- (ア) 実施主体はタクシー会社
- (イ) 運転前点呼等の運行管理や日常点検等の整備管理などを実施
- (ウ) 神奈川版ライドシェア向けの保険（今後開発）に加入

(エ) ドライバーの面接・登録、教育を実施

ウ デジタル技術の活用

(ア) アプリの活用

(配車管理から料金確定、決済、ドライバーの評価、緊急通報装置等)

(イ) ドライブレコーダー、車内カメラを車両に装備

(ウ) 遠隔点呼による健康管理やアルコールチェックの実施

(4) 今後の進め方

早期の実施に向けて、以下の点について、関係者と精力的かつ丁寧に、協議等を進めていく。

ア 法制度の整理

神奈川版ライドシェア（案）の実現に向けて、法制度面の課題を整理し、国土交通省などに要望を行う。

イ 保険やアプリの検討

神奈川版ライドシェア（案）に対応した保険、アプリを検討する。

ウ 需要や運用面の検証

需要や運用面での課題を把握するため、現行法制度で実施可能な三浦市主体の実証実験を検討する。